

# 野宿生活者地域生活支援事業について

社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

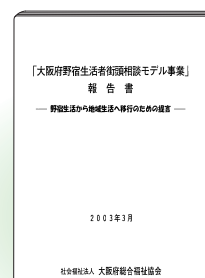
<http://www.humind.or.jp/>

## I. 事業の趣旨

社会福祉法人大阪府総合福祉協会（以下、「当協会」）は、高齢者・障害者・ひとり親家庭・生活保護世帯・社会的援護を要する人々が自分らしい生き方を実現できるよう自立生活の相談や支援を行っている。当協会では、2001年度から2002年度にかけて大阪府から野宿生活者街頭相談モデル事業（以下、「モデル事業」）を受託し、主に淀川以北の府内の公園などで生活する野宿生活者を中心に訪問（アウトリーチ）による相談活動を行い、地域生活への移行や医療関係機関への受診の支援を行った。また、支援のプロセスを通じて、野宿生活者の自立支援のための相談活動（ケースワーク）のあり方など必要な支援策についての提言を報告書にまとめている。

モデル事業で継続的に支援を行った人たちの合計は23名（21名が男性、女性2名：うち夫婦1組）であり、うち11名が地域での居宅生活に移行、2名が入院中、2名が無料低額診療施設等の医療機関と連携して定期的な診察を受けている。

（2002年度報告書）



本年度においては、モデル事業で取り組んだ成果も踏まえ、協会の独自事業としてこれまでと同様アウトリーチによる相談活動を行なうとともに、新たに協会が一定期間（3～6ヶ月）住居を提供し、その間に就労への準備や金銭管理、生活日課を整えるなど地域生活に移行するための支援プログラムを提供する事業を開始した。

## II. 実施方法

### 1. 訪問相談(アウトリーチ)による相談とニーズの把握

野宿生活者からの具体的な個々の相談は、待っていてもやってこない。野宿での生活を送る人たちは、相談窓口に対してある種のおきらめ感や場合によっては拒否的感情を持っていることも多いからである。そこで、居住するテント等への訪問による相談活動が重要となる。何度も訪問し、相談面接を重ねることで信頼関係（ラポール）を築きながら、本人の野宿生活に至った経過、現在の生活状況や、家族の状況等を聴き、本人が真に望んでいる今後の生活ニーズを把握しながら、何を支援すべきかを本人と一緒に確認する。

### 2. 健康状態の確認と医療ケア等の支援

野宿生活者のなかには、暑さ、寒さをしのぐこともままならず、体調をくずしている人も多い。明らかに重い疾患が予測される人もある。入院が必要と判断した人には救急車を手配して入院手続きをしたり、専門的な検査が必要な人には無料低額診療施設や専門病院と連携して医療につなげつつ、退院後の生活支援を行っている。

### 3. 年金受給権の確認と手続きの支援

高齢の野宿生活者の中には、厚生年金・国民年金の受給権または一時脱退金の受給権がある場合が少なからずある。野宿であるがために、申請をあきらめている人も多い。年金が受給できれば、野宿生活からの脱却の足がかりになる可能性が高くなる。

そこで、①年金に関する相談機関への同行、②受給権の調査・確認、③連絡先の代行や年金の振り込み銀行口座作成等の支援を行った。

### 4. 生活保護受給のための支援

高齢者・障害者や疾病がある人で収入が見込めない野宿生活者には、生活保護制度の利用が必要となる。そのため、福祉事務所との調整、面接や申請等に同行し、ニーズの代弁・代行（アドボケート）等を行った。

#### 【相談者の声】～野宿生活者街頭相談モデル事業報告書から～

- ◆「あの人に何でも相談乗ってもらえそう。」（どうしてそんなにふうに思えるのですかとの問いかけに対し）「やっぱり笑顔で聞いてくれることかな。聞いてもらえると感じる。それからしゃべり方かな。ていねいなしゃべり方してくれると話やすいかな。」
- ◆テントで暮らしていたころはなあ、いつ死んでもええわと思ってたけどどうして暮らし始めたら欲出てきて、あと何年生きるかわからんけどできるだけ長生きしたいと思うようになりましてん。

### 5. 本人のニーズに合致した施設入所のための支援

単独の居宅生活には自信がなく、また集団生活も望まない高齢の野宿生活者に対して、①個室利用が可能な軽費老人ホーム・ケアハウスの入所について施設や福祉事務所との調整、②事前見学の同行、③入所準備の支援を実施した。また、施設生活が安定するまでの間、④定期的な訪問支援も行っている。

### 6. 居宅生活の家探しのための支援

生活保護や年金を受給し、アパート等で生活することになった場合、保証人や住民票が必要となる。しかし、保証人がいなかったり、住民票がなかったりする人も多い。そこで、①保証人不要のアパート探しなど不動産業者との調整 ②アパート見学の同行 ③住民票の申請代行など入居までの支援を行った。

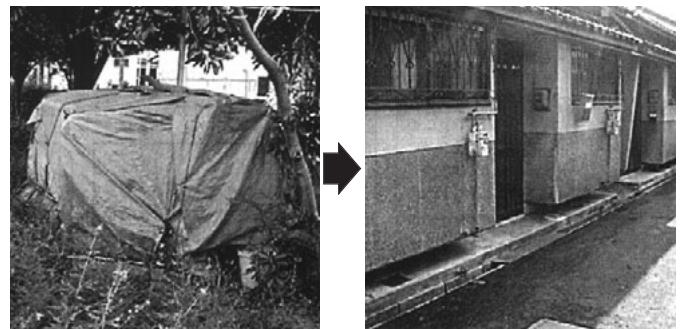
### 7. 居宅生活が安定するための継続支援

野宿生活者が地域での生活に戻るには、生活費の管理・近隣とのつきあい・生きがいさがし・家事などクリアすべき課題が多い。せっかく居宅で生活保護が開始されたのに、地域での生活がうまくいかずに野宿生活に逆戻りする事例も多い。当協会では、地域生活が安定するまでの間、継続的に訪問支援を行った。また、近隣の関係機関や地域のマンパワーと連携し、身近に相談できる窓口を確保した。

### 8. 住居の提供をおこない、安定した地域生活のための地域生活支援プログラムの作成

前述のようにモデル事業の成果を踏まえ、本年度からは当協会が借り上げた住居を一定期間（3～6か月間）提供し、地域生活移行のための支援プログラムを利用者の合意のもとに作成し、その計画に沿って支援を実施している。現在提供している住居は1室であるが、今後も早期に支援を検討している事例がある。地域生活移行プログラムは、野宿から住居での生活に移行する中で、生活リズムの立て直し、金銭管理、健康・栄養管理等の援助を行いながら、安定した地域生活を送ることを目的としている。

当協会では、こうした取り組みを実践する中で、社会的援護を要する人々に対する支援のあり方を検討し、「だれでもがやり直せる社会」の実現の一助になりたいと考えている。



(地域生活移行のための支援活動)